

入院に係る各施設基準等のお知らせ

令和8年2月1日

皆生温泉病院長

皆生温泉病院は下記の施設基準を中国四国厚生局へ届け出ている保険医療機関です。入院に係る各体制は厚生労働大臣の定めた規定に基づいています。

記

基本診療料の施設基準

病棟と看護の基準

■「回復期リハビリテーション病棟入院料 1」

病棟種別等 (病 棟)	当病棟での1日の 勤務看護要員数		朝9時から夕方17時までの 看護要員1人の受け持ち数		夕方17時から朝9時までの 看護要員1人の受け持ち数	
	看護職員	看護補助者	看護職員	看護補助者	看護職員	看護補助者
新2階病棟 (50床)	12名以上	5名以上	6名以内	13名以内	25名以内	50名以内

■「回復期リハビリテーション病棟入院料 3」

病棟種別等 (病 棟)	当病棟での1日の 勤務看護要員数		朝9時から夕方17時までの 看護要員1人の受け持ち数		夕方17時から朝9時までの 看護要員1人の受け持ち数	
	看護職員	看護補助者	看護職員	看護補助者	看護職員	看護補助者
中央病棟 (60床)	12名以上	6名以上	6名以内	12名以内	60名以内	60名以内

■「療養病棟入院基本料」

病棟種別等 (病 棟)	当病棟での1日の 勤務看護職員等数		朝9時から夕方17時までの 看護職員等1人の受け持ち数		夕方17時から朝9時までの 看護職員等1人の受け持ち数	
	看護職員	看護補助者	看護職員	看護補助者	看護職員	看護補助者
4階病棟 (48床)	8名以上	8名以上	7名以内	7名以内	48名以内	48名以内

診療録管理体制加算 3

データ提出加算

入退院支援加算

認知症ケア加算

入院時食事療養費の基準

入院時食事療養(I)及び入院時生活療養(I)

特掲診療料の施設基準

薬剤管理指導料

ニコチン依存症管理料 (敷地内全面禁煙)

検体検査管理加算(I)

疾患別リハビリテーション療法

- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(I)
- ・運動器リハビリテーション料(I)
- ・呼吸器リハビリテーション料(I)

二次性骨折予防継続管理料 2

二次性骨折予防継続管理料 3

外来・在宅ベースアップ評価料(I)

入院ベースアップ評価料39

医療DX推進体制整備加算

酸素価格届出

特別の療養環境の提供

・個室料 (1日につき(消費税含む金額))

区分	金額	中央病棟		4階病棟	新2階病棟
		203号室	302号室	401号室	-----
一人部屋	2,750円 (内消費税250円)	205号室	303号室	402号室	-----
		206号室	305号室	403号室	-----
		-----	306号室	405号室	-----
		-----	-----	406号室	-----
		-----	-----	-----	217号室
		-----	-----	-----	221号室
		3,300円 (内 消費税300円)	-----	415号室	-----
	3,850円 (内 消費税350円)	-----	-----	413号室	-----
		-----	-----	416号室	-----

保険外負担ご利用の場合 (1ネット及び1日につきの単価(消費税含む金額))

テレビ代	1日	209円(内消費税19円) (ご利用希望者)
洗濯代	1ネット	748円(内消費税68円) (業者=ワタキューセイモア)

診断書・証明書等料金表

文書の種類	料金
入院証明書(生命保険会社様式)	4,400円 (内消費税400円)
診断書(病院様式)	2,200円 (内消費税200円)
年金診断書・身障診断書	5,500円 (内消費税500円)
オムツ使用証明書	1,100円 (内消費税100円)
通院証明書	2,200円 (内消費税200円)

- ・左記料金は消費税(10%)含む金額です
- ・左記は保険外負担で 健康保険は使用できません
- ・左記以外の文書等はお問い合わせ下さい

その他詳細については、窓口でおたずねください。

長期処方について

当院では患者さんの状態に応じ、28日以上の長期の処方を行うことが可能です。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤・検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にその旨お申し出ください。

長期収載品の選定療養について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます

詳しくは、厚生労働省ホームページをご参照ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

医療DX推進体制整備加算について

当院では、医療DXを推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して、診療を実施しています。
3. マイナ保険証の利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
4. 電子処方箋、電子カルテ情報共有サービスの導入を検討しております。